



口腔管理連携体制に関する協定書

山本歯科医院（以下「甲」という）と、宮古島リハビリ温泉病院（以下「乙」という）は、乙の入院患者に対する適切な口腔管理の提供を目的とし、医科歯科の連携体制について次の通り取り決める。

第1条（目的）

本協定は、歯科診療を行わない乙において、入院患者の口腔状態の課題により医科の治療や食事摂取等に支障が生じている場合、甲と乙が密接に連携し、円滑に歯科受診へ繋げる体制を構築することを目的とする。

第2条（連携・紹介の方法）

- 乙の主治医が、入院患者に口腔管理の必要性があると判断し、患者の同意を得た場合、診療状況を示す文書（紹介状）を添えて、甲へ速やかに紹介・依頼を行う。
- 甲は、乙からの紹介に基づき、必要に応じて乙の入院中における歯科訪問診療（歯科診療）を実施する。

第3条（連絡・相談体制の確保）

- 甲および乙は、緊急時や診療調整時に円滑な連絡を図るため、互いに専用の連絡先および連絡方法を共有する。

【甲（歯科）の連絡先情報】

- ・担当窓口（または担当者名）： 増永 幸生
- ・連絡受付時間：9：00～19：00
- ・電話番号：0980-73-1108
- ・FAX 番号：0980-73-1465

【乙(医科)の連絡先情報】

- ・担当窓口(または担当者名)：地域連携室 山内
- ・連絡受付時間：9：00～17：00
- ・電話番号：0980-73-0800
- ・FAX 番号：0980-73-0807

第4条（費用の算定）

本連携体制に基づき、入院中に歯科診療が行われた場合、乙は厚生労働省が定める診療報酬基準に基づき「口腔管理連携加算」を算定する。甲は「医科連携訪問加算」を算定する。なお、甲が行った歯科診療自体に要した費用は、別途歯科診療分として発生することを患者に説明するものとする。

第5条（掲示）

本連携体制を構築していること、および必要時に連携歯科受診が可能である旨を、院内およびウェブサイト等で広く掲示する。

第6条（連携体制の見直し）

本連携体制について、適切な運用を維持するため、必要に応じて甲乙協議の上で見直しを行い、連携の質の向上に努める。

第7条（有効期間）

本協定の有効期間は、令和8年8月1日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも変更または解約の申し出がないときは、さらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方各1通を保有する。

令和8年 8月 1日

（甲） 所在地：沖縄県宮古島市平良字下里639番地1

医療機関名：医療法人高森会 山本歯科医院

開設者（代表者）名：理事長 高森 信光 

（乙） 所在地：沖縄県宮古島市平良字東仲宗根添1898番地の7

医療機関名：医療法人左右会 宮古島リハビリ温泉病院

開設者（代表者）名：理事長 橋本 渡 